

5年間の猶予後

改善基準告示見直し?

現在、トラックドライバーを拘束できる時間は1年間で3516時間。労働基準法の改正で、厚労省の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が5年間の猶予後に見直されようとしている。「働き方改革関連法」が昨年7月に成立する前、当時の加藤勝信厚労相は年間拘束時間3300時間を公言していた。長時間労働は経営者にとってもトラックドライバーにとっても悩みのタネ。5年間の猶予後、改善基準告示どうなっているのだろうか。

労基法が改正され、5年間の猶予後、時間外労働の上限は960時間となる。働き方改革関連法案が成立する前に加藤厚労相(当時)は「改善基準告示における休日労働、拘束時間などの基準を順守すると、1年52週で計算した場合、法定労働時間および法定の休憩時間、年間960時間の時間外労働を行った場合、拘束時間3300時間と

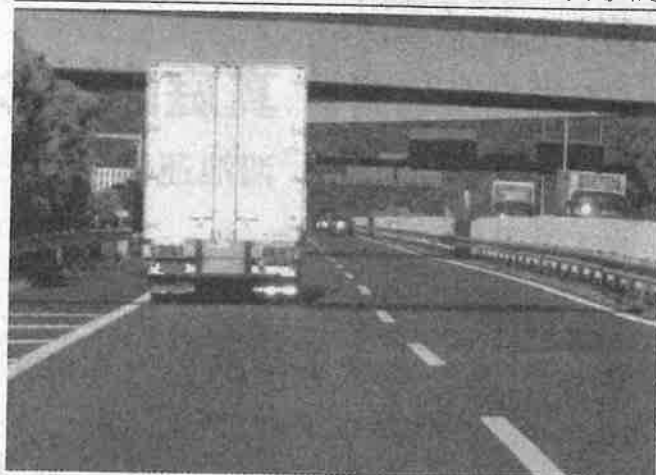
国土交通省告示も改正に連動させる

なる」としている。現状の拘束時間は年3516時間。年間216時間、1か月18時間を短縮しなくてはならない。

改善基準告示の見直しについて厚労省監督課では「いつぐらいに決まるかなども含めて検討中。年間3300時間についても含めて検討していくとしか言えない状況」としている。この改善基準告示とはほぼ同じ基準とな

るのが国土省の「貨物自動車運送事業の

事業用自動車の運転者の勤務時間および乗務時間に係る基準」(国土交通省告示)。同告示は事故防止が目的となっており、違反事業者に対しては行政処分の対象となる。



(写真と本文は関係ありません)

によると、「国土省告示は改善基準告示を引用して、同様のものとなる。5年間の猶予で改正されるということ、(改善基準告示と)連動するようになるでしょう。それまでに運送事業者にはアリシングや実態調査などとして考慮しつつ改正することになる」と説明。「もちろん、厚労省の一方的なものではなく、国土省とともに改正していくと認識している。国会答弁なども考慮したものになるが、それでそのままになるというものではない。すべて検討していく。現在は検討会なども決まっておらず、まさにこれからスタートとなる」としている。

改善基準告示には労働組合も注目している。

国土省でおり、建交労では「以前から月間248時間以内を求めている。しかし、ここに一足飛びに到達するのが難しいこともあり、第一段階としての3300時間が必要になってくる。もっと、集中審議をしてほしい」と指摘。運輸労連では「3300時間を運動方針として掲げている。(さらなる短縮は)方針化していないが、頭に入れている。さらなる短縮をめざすには、まずはそこに到達しなければいけない」としている。

改善基準告示が3300時間に見直された場合、現行から1日あたり1時間弱拘束時間を減らすなくてはならなくなる。